

町からの お知らせ



福祉課からののお知らせ

福祉課
☎ 89-3335

託児所「たんぽぽ」入所園児を募集します

- 場 所 小島総合福祉施設内（旧小島中学校）
- 利用対象者 保育所入所前の乳幼児並びにその他必要とされる方
- 開 所 日 月曜日から土曜日（日曜・祝祭日は休所）
- 利用時間 午前7時から午後7時
- 利用料 基本料金
町内 33,000 円/月
（短期利用 4,000 円/日 500 円/時間）
町外 43,000 円/月
（短期利用 5,000 円/日 650 円/時間）
※2人目からは減額措置があります。
光熱水費 1,000 円/月（短期利用 100 円/日）
給食代 普通食 200 円/日 離乳食 150 円/日
おやつ代 実費



○利用申込及びお問い合わせ 役場福祉課 ☎ 89-3335・託児所たんぽぽ ☎ 89-3577

特別児童扶養手当制度について

●特別児童扶養手当とは

心身に中程度以上の障害のある子ども（満20歳未満）を家庭で介護している扶養義務者に支給されます。児童が児童福祉施設に入所したとき、日本国内に住んでいないときなどは、支給資格がなくなりますので、速やかに届け出てください。

※受給している方および扶養義務者（同居している両親など）の所得による制限があります。

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

在宅で精神または身体に重度の障害がある方は、障害の種類や程度によって制限がありますが、障害児福祉手当や特別障害者手当を受給できます。

●障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする、満20歳未満の在宅の重度障害児を対象に支給される手当です。

●特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、常時特別な介護を必要とする満20歳以上の在宅の障害者を対象に支給される手当です。

◎ただし次のいずれかに該当するときは、手当を受けることができません。

①施設に入所しているかた

②3カ月を超えて入院しているかた

※障害児福祉手当及び特別障害者手当には、本人や扶養義務者の所得により支給制限があります。

詳しくは、福祉課又は支所町民課へお問い合わせください。

産業課

☎ 89-3337

産業課からのお知らせ



間伐講習会

内容：講習会、現地伐採指導（実際に伐採を行います。）

指導：広島県森林環境づくり支援センター、神石郡森林組合

時 2月28日（水）13:30～16:00

場 総合交流センターじんせきの里「研修室」

費 神石林業振興会、役場産業課、各支所産業建設課



環境衛生課からのお知らせ

環境衛生課

☎ 89-3336

集落排水使用料再算定のお知らせ

平成19年度農業集落排水処理施設の使用料を、平成19年4月1日現在の住民基本台帳記載人数を基準に再算定します。**減免を希望される方は**、役場環境衛生課、各支所町民課で申請の手続きを行ってください。（平成18年度に減免を受けている方も再度手続きが必要です。）

使用料減免の対象は、次のとおりです。

1. 生活保護法による扶助を受けている世帯
 2. 高齢・疾病により自宅外にて長期的に療養・治療を要する方
※療養・治療先が発行した入所等の証明書を提出された場合
※すでに証明書を提出されている場合でも、年度が変わりますので再申請が必要となります。
 3. 同一世帯でも勉学、勤務のため生計を分離し別居している方
※証明書が必要です。なお、中・高校生は対象となりません。
- お問い合わせは、環境衛生課または各支所町民課まで。

住民課 ☎ 89-3334

保健課 ☎ 89-3366

住民課・保健課からのお知らせ

所得税、住民税の申告におけるおむつ代に係る医療費控除の取り扱い

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても、町が交付する介護保険の「主治医意見書」の内容を確認した確認書で、おむつ代の医療費控除を受けることができます。

なお、確認書は次の条件を満たす人が交付の対象となります。

条件／おむつを使用した年に作成された介護保険の「主治医意見書」の記載内容により、

- ①障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）がB1、B2、C1またはC2であること。
- ②尿失禁の発生可能性があることが確認できること。

確認書を希望される方は、本庁保健課介護保険係または、各支所町民課福祉保健係にご相談ください。

介護保険の自己負担に係る医療費控除の取り扱い

介護保険を利用して支払った費用は医療費控除の対象となる場合があります。対象となるサービスなどは大きく分けて、施設サービスと居宅サービスの2種類に分類されます。施設サービスでは、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに入所されて支払った介護費用の半額または、全額が対象となります。

居宅サービスでは、自宅や通所施設などでサービスを受けて支払った介護費用の全額が対象となります。なお、受けられたサービスの種類によっては対象とならない場合がありますので、申告をされる方は、本庁住民課税務係または、各支所町民課町民係にご相談ください。